令和3年第8回

美里町農業委員会総会議事録

第8回美里町農業委員会総会

開催日時

令和3年7月26日(月)午前1時27分から午後14時41分

開催場所 2

美里町役場南郷庁舎2階 庁議室

- 3 出席委員(16名)
 - 1番 佐々木 幸一郎 2番 福田 なほ子 3番 鈴木 幸博
 - 5番 柴山 真二 4番 渡邉 雅光 6番 後藤 幸太郎
 - 7番 小野 保裕 8番 我妻 卓美 9番 片倉 澄子
 - 遊佐 恭一 11番 澁谷 正行 12番 久道 雄悦 尾形 司 14番 古内 世紀 15番 邉見 勝寿 10番
 - 13番 尾形 司
 - 16番 伊藤 惠子
- 報告事項
 - 1. 農家相談日について
 - 2. 使用貸借権の合意解約について
 - 3. 利用権設定の合意解約による通知について
 - 4. 農地法施行規則第29条第1号届出について
 - 5. 形状変更届出について
 - 6. 非農地証明願について
- 議事 5
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定につい
- その他連絡・報告事項
 - 1. 令和3年7月事業報告について
 - 2. 令和3年8月事業予定について
 - 3. 令和3年度農地利用状況調査について
 - 4. 令和3年度人・農地プランに係るアンケート調査の実施について
 - 5. その他
- 7 農業委員会事務局職員(1名)

事務局長菊地和則

8 会議の概要

事務局長

定刻前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまより、令和3 年第8回美里町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。

会長

(挨拶内容省略)

事務局長

ありがとうございました。今月総会も、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針を堅持しつつ、総会時間につきましては長時間とならないようにさせていただきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願いします。

議長

それでは、これより令和3年第8回美里町農業委員会総会を開催 いたします。

本日の出席委員は16名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。7番小野保裕委員、8番我妻卓美委員のお二人にお願いいたします。

議長

報告事項に入ります。

報告事項1番、農家相談日について、7月5日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告願います。

鈴木幸博委員

3番鈴木幸博です。農家相談日について報告いたします。

7月5日午前9時から農家相談日の担当いたしましたが、邉見職 務代理、渡邉委員、鈴木の3名で対応いたしました。

相談者はありませんでした。以上です。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で報告いたします。事務局より説明願います。

事務局

(報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を 行った)

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より報告事項2番、使用貸借権の合意解約について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で報告がありましたが、不明な点があれば説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして報告事項4番、農地法施行規則第29条第1号届出についてを事務局より説明願います。

また、7月15日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

鈴木幸博委員

3番鈴木幸博より報告いたします。農地調査委員会は、今月から 渡邉雅光委員、委員長となりました私鈴木、それから伊藤会長、邉 見職務代理、事務局から菊地局長、髙橋次長の計6名により、7月 15日行われました。

番号1について、現地は●●地区の●●に位置しておりまして、農地の一部に市民農園開設に伴う堆肥置場を設置するというものです。転用面積が200平方メートル未満で農業用施設でありますので、許可を要しない転用に該当しますので、この届出は適正と見てまいりました。以上です。

議長

ご苦労さまでした。事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして報告事項5番、形状変更届出について、事務局より説明願います。

また、7月15日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

鈴木幸博委員

3番鈴木幸博です。農用地の形状変更届出についてですが、1番に関しましては、現地は●●地区の●●●に位置しており、先ほどの報告事項4番写真と同じ写真を使っておりますので、その敷地内ということで、区画及び造成のための形状変更であり、その他耕作可能な土質による盛土であり、工期も短期間であることから、特に問題はないものと確認してまいりました。

番号2に関しましては、 $\oplus \oplus$ 地区の $\oplus \oplus \oplus$ に位置しており、以前は開田であったところを畑地化し、現在は施設野菜が栽培されてお

りました。特に問題はないものと確認してまいりました。以上です。

議長

ご苦労さまでした。事務局の説明と農地調査員会の報告が終了いたしましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

邉見勝寿委員

15番邉見勝寿です。私も一緒に農地調査委員会の現地調査に同行したのですが、見落としがありましたので確認したいのですが、1番目の \oplus 地区の \oplus \oplus ですけれども、これはどれくらいの土盛りをするのですか。

議長

事務局、回答願います。

事務局

15番邉見勝寿委員の質問にお答えします。この箇所の土盛りの計画ですが、計画図面では報告事項4の堆肥置場、区画の外周の通路、その他に管理機やビニルハウス等を設置する箇所に厚さ50センチメートルの購入土の計画がございます。この部分は小型のバックホウ等で掘削し、そこから発生した土は区画内の田面に置いて均平にして表面を整地をするという内容です。

要するに区画外から持ってきた土の量に相当する土量が発生しますので、これを区画外に運ばす、区画内で均平するという考えです。これは現在の田面より若干高くなりますが、発生土は区画外へは運ばす、区画内で処理するということです。

以上です。

議長

15番邉見委員、よろしいですか。

邉見勝寿委員

その件については了解しました。それと、農地調査委員会の現地調査後に、もう一度現地に行ったのですが、総会資料といっしょに同封された現地の写真を見ていただきたいのですが、この写真の奥の方に、写真撮影後に穴が掘られている箇所がありました。しかもバックホウでです。これは何のための穴なのでしょうか。農道の近くですので、崩れるとどうしても車が歩きにくくなると、地権者の方から申し出がありました。ここを確認してもらえればと思いまして、質問いたしました。よろしくお願いします。

事務局

15番邉見勝寿委員の2つ目の質問にお答えします。農地調査委員会の現地調査後の事ですので、事務局でもそこまでは把握はしてはございませんので、申請者に確認の上、後日報告したいと思います。

邉見勝寿委員

よろしくお願いします。

議長

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして報告事項6番、非農地証明願についてを事務局より説明願います。

また、7月15日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(報告事項6について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

鈴木幸博委員

3番鈴木幸博です。引き続き報告いたします。非農地証明願について、番号12番につきましては、現地は●●地区の●●●に位置しております。昭和51年2月24日に住宅用地として、もう既に許可を受けた土地であります。現在も、居宅敷地として利用されていることを確認してまいりましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と、農地調査員会の報告が終了いたしましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終了しましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。第1号議案について、賛成 の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案を原案どおり許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを 議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について番号167番から169番の3議案について、審議いたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議についての番号167番から169番の3議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、3議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、7月15日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

鈴木幸博委員

3番鈴木幸博です。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について農地調査の結果についてご報告申し上げます。番号10及び11番につきましては、現地は●●地区の●●に位置しておりまして、太陽光発電設備の設置が転用目的となります。

先ほど事務局が説明したように、隣り合わせの土地で、1 つの事業ということですが、農地区分は都市計画用途地域にあることから、第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、 審議に入ります。質疑ありませんか。

渡邉雅光委員

4番渡邉雅光です。私も7月は農地調査委員会のメンバーで、現地を調査させてもらっております。番号10番と11番については、遊休農地化しているところで、大変こういった太陽光発電というか、農地転用を歓迎するところだというふうに思っておりました。この事業は同じ事業ですが、購入者も同じなんですが、面積が10分の1とかなり乖離している割には用地費が●●万円と●●万円ということで近接しております。10アールあたりに換算するとかなりの開きがあるように思われます。農地転用そのものについての異議はありませんが、売買金額の経緯について、もしその辺の理由がわかれば教えていただければというふうに思います。

議長

事務局、回答願います。

事務局

4番渡邉雅光委員の質問にお答えいたします。同じ事業で面積の差は \oplus 倍近くあるのに、金額は10 アールあたりに換算するとかなりの開きがあるのはなぜですか、というご質問でございますが、特に申請者からは明確な説明はされてはございません。推定となりますが、譲受人の \oplus \oplus \oplus \oplus がこれだけの金額を払っても、事業的には採算が取れるという判断に基づいての売買ではないかと想定されますが、事務局ではこの程度しか知り得ません。以上でございます。

議長

4番渡邉雅光委員。

渡邉雅光委員

実は10番の地権者は●●●●で、以前からこの土地を手離したがっていた方なんですね。11番の方は、前の所有者から息子さんに相続したと思うのですが、こちらはそういうことはなかったので、もしかしたら譲渡人と譲受人との間で、どうしても譲ってほしいという想いが、売買値段に出ているのかというような想像はできますけれども、もし事務局でその経過がわかっていればということでしたので、それ以上の回答は結構でございます。

議長

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長

よろしいですか。質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決 定について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第8回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和3年 月 日

会 長

署名委員議席7番

署名委員議席8番